

高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル（口蹄疫編）

1 総則

（1）目的

このマニュアルは、市内・県内および近隣県で口蹄疫が発生した時、まん延防止等の対策を県および関係機関等と連携し、迅速かつ適切に実施するための本市における対応措置を定めるものである。

（2）定義

①用語の定義

口蹄疫は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）で定める疾病で、口蹄疫ウイルスの感染による家畜の疾病をいう。

②対象とする危機事象（詳細は4P「応急対策体制総括表」に記載）

- ア 近隣県で口蹄疫が発生した場合 レベルⅠ（監視・情報収集体制）
- イ 県内で口蹄疫が発生した場合 レベルⅡ（警戒体制）
- ウ 市内で口蹄疫が発生した場合等 レベルⅢ（非常体制）

（3）責務

①対応方針

口蹄疫は、伝染力が極めて強く、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚およびイノシシ（以下「家畜」という。）やそれ以外の偶蹄類動物が感染する伝染病である。

ウイルスの伝播力が非常に強く、発病に伴い、発育障害・運動障害および泌乳障害により、莫大な経済的被害が生じるほか、地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい移動制限が課せられ、流通にも大きな影響を及ぼす。

このため、本市は県内および市内で口蹄疫が発生した場合、本マニュアルに基づき、市長を本部長とする「高松市口蹄疫対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、関係法令や香川県口蹄疫防疫マニュアルに基づき、県や関係部局の緊密な連携のもと、初動防疫を迅速かつ確実に行い、感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

②関係機関との連携

対策推進のための役割分担を次のとおりとする。

区分	役割
市	口蹄疫対策については、国や県、関係機関と連携しながら、本マニュアルに基づき推進するが、本市の主な役割は4Pの「応急対策体制総括表」の主な業務のとおりである。
県	口蹄疫を疑う（異常を示した）家畜が発生した場合、立入検査、病性鑑定や農場の移動自粛等の緊急防疫活動を実施するとともに、対策本部、現地事務所および現地家保を設置する。当該家畜が患畜、疑似患畜と決定された場合、市や関係機関と協議し、移動制限区域や搬出制限区域の設定をするとともに、市の協力を得て、発生農場の防疫措置を実施する。

③部局内の役割分担

担当部局	班名	幹事課	分掌事務
市民政策局	総務対策班	政策課	①政策的判断を要する場合の関係部署との連絡・調整に関すること ②イベント等の開催の有無に関すること
		地域政策課	①公共施設等の使用に関すること（消毒ポイントの設置、資材の保管場・作業員の休憩場等の確保） ②消費生活に関する相談窓口に関すること
総務局	総務対策班	危機管理課	①危機管理に関する総合調整に関すること ②地元警察署との連絡調整に関すること
		人事課	①職員の動員配備に関すること
		広聴広報課	①報道機関等への情報提供に関すること ②市民への広報に関すること
財政局	財政対策班	財政課	①防疫対策予算執行・調整に関すること
	総務対策班	財産活用課	①埋却地選定の協力に関すること ②対策用車両の手配に関すること
		契約監理課	①必要な資材の調達の支援に関すること
健康福祉局	健康管理班	保健対策課 保健センター	①市民・農家の健康（健康調査・相談窓口）に関すること ②防疫作業従事者の健康調査に関すること
	市民相談班	生活衛生課	①家畜を除く偶蹄類の衛生対策に関すること ②食の安全・動物愛護に関すること ③飲用井戸水の影響調査
	学校等対策班	こども園運営課	①保育所および幼稚園での飼育指導、飼育状況の調査に関すること ②幼児および保護者の不安解消のための説明、指導等 ③給食に関すること
環境局	総務対策班	環境総務課	①一般廃棄物の処理計画に関すること
		環境指導課	①埋却地等の調整に関すること ②移動制限区域内のゴミ収集運搬に関すること ③廃棄物の適正廃棄の調整・環境調査に関すること
		環境業務課	①移動制限区域内のゴミ収集運搬に関すること
	防疫対策班	西部クリーンセンター 南部クリーンセンター	①廃棄となる汚染されていない物品（消毒ポイントでの作業衣等）の焼却処分に関すること
創造都市推進局	総務対策班 防疫対策班 経営安定対策班 交通規制対策班	農林水産課	①対策本部の企画調整に関すること（県現地事務所・現地家保との調整および対策本部各班の連絡調整） ②防疫対策および関連対策の指導に関すること ③各種調査・情報収集等に関すること ④消毒ポイントの設置に関すること ⑤殺処分した家畜・汚染物等の処理に関すること ⑥埋却地の調整に関すること ⑦畜産農家の経営安定・支援対策に関すること ⑧畜産農家への緊急融資に関すること ⑨家畜等の異常等に関する相談窓口に関すること ⑩議会への報告に関すること
	防疫対策班 交通規制対策班	土地改良課	①埋却地等の調整に関すること（埋却場所周辺の公共用水域調査） ②農道の規制、監視

	経営安定対策班	産業振興課	①関連事業者の経営安定に関すること
	総務対策班	観光交流課	①イベント等の開催の有無に関すること
		スポーツ振興課	①公共施設等の使用に関すること（資材の保管場・作業員の休憩場等の確保）
都市整備局	交通規制対策班	道路課	①市道の規制（テント等設置に伴う占用許可） ②監視（消毒ポイントの設置・車等の消毒作業）
出納室	財政対策班	出納室	①防疫対策予算執行・調整に関すること
教育局	学校等対策班	学校教育課	①学校の飼育指導，飼育状況の調査に関すること ②児童・生徒および保護者の不安解消のための説明，指導等
		保健体育課	①学校給食に関すること
		生涯学習課	①イベント・講座の開催の有無に関すること
消防局	健康管理班	消防防災課	①負傷等による家畜防疫員の病院への搬送
病院局	健康管理班	市民病院事務局総務課	①負傷等による家畜防疫員の受入れ
上下水道局	防疫対策班	企業総務課	①消毒ポイントでの給水

各部局長は、所掌の用務に必要な課を適宜追加する。

2 事前対策

(1) 危機管理意識の向上

①予防対策

畜産農家に畜舎および器具の清掃または消毒を定期的に行うとともに、家畜および作業衣、作業靴等を清潔に保つなど、法および同法施行規則の飼養衛生管理基準に基づく畜産の衛生管理を指導する。

②職員研修の実施

口蹄疫の発生時における、まん延防止対策を迅速かつ円滑に行うため、県が実施する口蹄疫防疫演習に参加し、防疫対応技術を習得する。

③市民に対する啓発

広報誌やホームページ等を活用して、口蹄疫についての正しい知識を周知するほか、口蹄疫の発生に備え、農家以外で偶蹄類の飼育状況を把握するとともに、衛生的な飼育管理方法を周知する。

(2) 危機管理体制の整備

口蹄疫対策は、異常家畜等の発見の通報から採材までの防疫対応、患畜、疑似患畜と決定された場合の防疫対応や、発生農場の周辺地域での防疫対応など、それぞれの状況に応じた取組が求められるため、高松市緊急事態等対処計画に基づき、状況に応じた危機管理体制を定める。

（4 P 「応急対策体制総括表」参照）

【応急対策体制総括表】

区分	高松市口蹄疫防疫対策連絡会（レベルⅠ）	高松市口蹄疫防疫対策幹事会（レベルⅡ）	高松市口蹄疫防疫対策本部（レベルⅢ）
本部長 会長等	会長：創造都市推進局長 副会長：産業経済部長	幹事長：創造都市推進局長 副幹事長：産業経済部長	本部長：市長 副本部長：副市長
構成員	関係課長等	関係課長等	教育長，上下水道事業管理者 各局長
事務局	農林水産課	農林水産課	危機管理課・農林水産課
設置・開催基準	①近隣県の農場で口蹄疫が発生した時	①県内の農場で口蹄疫の疑い事例の報告があった時 ②近隣県の農場で本病が発生し，搬出制限区域に本県が含まれる旨の通知があった時	①東部家畜保健衛生所から市内の農場で口蹄疫の疑い濃厚と立入検査結果報告があった時 ②県内の農場で口蹄疫の患畜，疑似患畜と決定の報告があった時 ③近隣県の農場で口蹄疫が発生し，搬出制限区域に本市が含まれる旨の通知があった時
主な業務	①情報収集 ②県開催の県域防疫会議へ出席 ③県・関係機関と移動制限区域について協議 ④埋却地の検討 ⑤消毒ポイントの検討 ⑥防疫対応の農家指導	レベルⅠで実施するもの（④を除く）のほか ①市対策本部の設置準備 ②埋却地の選定，必要に応じ地区住民説明会を開催 ③職員動員体制の検討 ④対策推進 ア 対策窓口の設置 イ 畜産農家，偶蹄類飼養者および学校等の家畜等の飼養状況の把握 ウ 広報等を通じた風評被害の防止対策 エ その他，県が実施する防疫措置に必要なことに係る協力	レベルⅠで実施するもの（③④⑤を除く）のほか ①市対策本部の設置 ②埋却地の確保，必要に応じ地区住民説明会を開催 ③口蹄疫発生への告示（市内で発生した場合） ④対策推進 レベルⅡで実施するもののほか ア 県と協議し，移動制限区域および搬出制限区域を設定するとともに，消毒ポイントでの消毒実施 イ 県現地家保が実施する発生農場の防疫措置への協力 （ア）必要資材確保の協力 （イ）必要な要員（職員）の動員 （ウ）要員の集合場所（体育館等）の確保 （エ）要員移動のためのマイクロバスの提供 ウ 立入調査の日程調整および同行（近隣市町で発生した場合も含む）

（３）資機材等の確保

口蹄疫発生時において，防疫措置にかかる必要物品は県防疫マニュアルに基づき，県対策本部が調達するものとし，防疫従事者の搬送にかかるマイクロバスや，テント等現地家保において現地調達する物品については，本市で協力するものとする。

（４）訓練の実施

口蹄疫の発生時における，まん延防止対策を迅速かつ円滑に行うため，県が実施す

る防疫演習に参加し、防疫対応技術を習得する。参加者は、危機管理課や農林水産課などの関係部局。

3 応急対策

(1) 情報の収集・管理

①情報の収集・伝達

応急対策体制総括表の設置基準に従い、迅速に防疫体制を構築する必要から、情報の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、発生場所やまん延状況等、情報レベルに応じ、防疫対策連絡会または防疫対策幹事会に報告する。なお、状況によっては、直ちに対策本部の設置体制をとる。

ア 連絡窓口の設置

県現地事務所や現地家保との連携を図るため、農林水産課の職員が連絡窓口となり、情報の収集等に努める。

イ 収集・伝達ルート

県対策本部家畜防疫対策班から県内で口蹄疫の疑い事例が、または、近隣県で口蹄疫が発生した情報を受けた場合、速やかに防疫対策連絡会や幹事会を開催し、情報の共有を図り、全庁的対応を要する事項について協議・検討する。

(2) 応急対策の検討・決定

①高松市口蹄疫防疫対策連絡会（レベルⅠ 監視・情報収集体制）

高松市口蹄疫防疫対策連絡会の構成は次のとおりとする。

区 分	構 成 員		
会 長	創造都市推進局長		
副 会 長	産業経済部長	事務局	農林水産課
委 員	地域政策課長，危機管理課長，広聴広報課長，財産活用課長，財産管理室長，保健対策課長，生活衛生課長，環境総務課長，環境指導課長，農林水産課長，土地改良課長，道路課長，上下水道局企業総務課長		

②高松市口蹄疫防疫対策幹事会（レベルⅡ 警戒体制）

高松市口蹄疫防疫対策幹事会の構成は次のとおりとする。

区 分	構 成 員		
幹 事 長	創造都市推進局長		
副 幹 事 長	産業経済部長	事務局	農林水産課
幹 事	地域政策課長，政策課長，総務課長，人事課長，危機管理課長，広聴広報課長，財政課長，出納室長，財産活用課長，財産管理室長，契約監理課長，こども園運営課長，保健対策課長，感染症対策室長，生活衛生課長，保健センター長，環境総務課長，環境指導課長，環境業務課長，西部クリーンセンター所長，南部クリーンセンター所長，産業振興課長，農林水産課長，土地改良課長，観光交流課長，スポーツ振興課長，道路課長，消防局消防防災課長，病院局市民病院事務局総務課長，上下水道局企業総務課長，学校教育課長，保健体育課長，生涯学習課長		

ア 市長等への報告

県対策本部家畜防疫対策班から応急対策体制総括表の設置基準に関する情報を

入手した場合、農林水産課長は総務局長を通じて、第一報を市長に報告するとともに、防疫対策連絡会や防疫対策幹事会での協議内容を適宜報告する。

イ 情報の管理

連絡窓口を通じて収集した情報は、農林水産課が整理し、防疫対策連絡会や防疫対策幹事会を通じて、情報を共有するとともに、必要に応じて、関係機関や関係団体に提供する。

③市対策本部の設置（レベルⅢ 非常体制）

設置基準に基づき、市長は、市対策本部を設置する。

ア 本部の構成員

市対策本部は、市長を本部長、副市長を副本部長、教育長、上下水道事業管理者および各局長を本部員とし、情報を共有し、本マニュアルに基づき、県や関係機関と協力して防疫措置に努め、早期終息を図る。

（参考）本部会議の検討事項

- A 対策窓口の設置に関する事
- B 移動制限区域の設定協力に関する事
- C 消毒ポイントの設置および業務協力に関する事
- D 発生農場付近における防疫作業にかかるテント等設置場所や中継地点の選定および地元住民との調整に関する事
- E 現地家保への職員動員および輸送方法に関する事
- F 必要物資の調達に関する事
- G 殺処分後の埋却処理および地元住民との調整に関する事
- H 汚染物品の埋却地の選定および地元住民との調整に関する事
- I 移動制限区域内のイベント開催やゴミ収集等の業務に関する事
- J 被害農家への生活再生支援に関する事
- K 議会対応および市民への広報について
- L 報道機関への情報提供について
- M 防疫に係る予算措置に関する事
- N その他防疫措置に必要な業務に関する事

イ 市長への報告

県対策本部からの口蹄疫まん延や防疫の進捗状況等についての情報を総務対策班で一元管理し、総務局長を通じて、市長に適宜報告する。

ウ 監視体制

県対策本部が、24時間体制の間は、市対策本部も同様に監視体制をとるものとする。

④役割分担の確認

【対策本部の班体制】

班名	担当部局	担当課	業務内容
総務対策班	総務局 市民政策局 財政局 環境局 創造都市推進局 消防局	○危機管理課 総務課 広聴広報課 人事課 企画課 地域政策課 財産活用課 契約監理課 環境総務課 環境指導課 環境業務課 ○農林水産課 土地改良課 観光交流課 スポーツ振興課 消防防災課	①危機管理に関する総合調整に関すること ②各班の編成・人員調整および対応の記録に関すること ③職員の動員配備に関すること ④県現地事務所，現地家保との連絡調整，各種防疫会議の開催 ⑤各種調査・情報収集等に関すること ⑥資材の調整に関すること ⑦埋却地等の調整に関すること ⑧消毒ポイントの設置に関すること ⑨県内・市内および他地域からの応援人数の調整に関すること ⑩報道機関等への情報提供に関すること ⑪市民への広報に関すること ⑫地元コミュニティ協議会等への協力依頼 ⑬イベント等の開催に関すること ⑭議会への報告に関すること ⑮その他防疫措置に関すること
防疫対策班	創造都市推進局 健康福祉局 環境局 上下水道局	○農林水産課 競輪場事業課 中央卸売市場業務課 生活衛生課 環境総務課 環境指導課 西部グリーンセンター 南部グリーンセンター 企業総務課	①防疫対策および関連対策の指導に関すること ②消毒ポイント等防疫施設設置に関すること ③殺処分した家畜・汚染物等の処理に関すること ④疫学関連農場等への立入検査に関すること ⑤発生農場周辺の発生状況検査に関すること
経営安定対策班	創造都市推進局	○農林水産課 産業振興課	①畜産農家の経営安定・支援対策に関すること ②畜産農家への緊急融資に関すること ③関連事業者の経営安定に関すること
市民相談班	総務局 市民政策局 健康福祉局 創造都市推進局	○広聴広報課 地域政策課 生活衛生課 農林水産課 産業振興課	①家畜等の異常等に関する相談窓口に関すること ②消費生活に関する相談窓口に関すること ③食の安全に関する相談窓口に関すること
財政対策班	財政局 出納室	○財政課 出納室	防疫対策予算執行調整に関すること
交通規制対策班	都市整備局 創造都市推進局	○道路課 土地改良課 農林水産課	市道・生活道の規制，監視に関すること
学校等対策班	教育局 健康福祉局	○学校教育課 保健体育課 生涯学習課 こども園運営課	①学校等の飼育指導，飼育状況の調査に関すること ②幼児・児童・生徒・教職員の衛生確保に関すること

			③学校等給食に関すること ④イベント・講座の開催に関すること
健康管理班	健康福祉局 消防局 病院局	○保健対策課 生活衛生課 保健センター 消防防災課 市民病院事務局 総務課	①市民・農家の健康（健康調査・相談窓口）に関すること ②防疫作業従事者の健康調査に関すること ③県現地事務所，現地家保が実施する防疫措置に関すること

※ ○を付した課が当該班の責任課となる。（健康管理班は，市内の広範囲に本病がまん延し，発生地での防疫措置に相当日数を要する場合設置する。）

⑤職員の動員計画

ア 動員配備の区分

口蹄疫の早期終息を図るため，県現地対策本部からの要請に基づき，動員配備をする。なお，発生農場の規模やまん延状況により動員規模が変動することから，活動体制を3段階に設定する。

区 分	動員範囲
第1段階	農林水産課
第2段階	創造都市推進局
第3段階	全部局

※第1段階における動員配備が困難な場合は，第2段階へ，さらには第3段階に移行するものとする。

イ 動員配備の伝達

県対策本部総括班からの要請に基づき，総務対策班で動員配備計画を作成し，市対策本部を通じて，関係局長に動員数を伝達する。関係局長は配備する職員の氏名を総務対策班に報告する。

(3) 防疫措置の実施

①発生農場での防疫措置およびまん延防止

県対策本部家畜防疫対策班から市内の農場で口蹄疫の患畜，疑似患畜と決定の連絡があった場合，総務対策班，防疫対策班および交通規制対策班は，県対策本部の指揮の下，関係機関と協力して防疫を実施し，まん延防止に努める。また，県内の農場で口蹄疫の患畜，疑似患畜と決定の連絡があった場合，および近隣県で口蹄疫が発生し，本市が搬出制限区域に含まれた場合，ウィルスの侵入を防止するため，防疫対策班と交通規制対策班が消毒ポイントにて消毒を実施する。なお，具体的な方法は県口蹄疫防疫マニュアルによる。ただし，動員する職員は班体制にとらわれないものとする。

県と市の役割分担

1. 【県現地事務所の体制】（東部家畜保健衛生所に設置） 責任者：畜産課家畜防疫主幹

係名	職員構成	主な業務	人員
1 連絡調整係	畜産課職員，市総務対策班	県対策本部総括班・市対策本部との連絡調整，埋却地に関する調整，資料作成，現地活動の記録，農家への情報提供	5名 (4名+1名)
2 要員調整係	畜産課職員，県畜産試験場職員，市総務対策班	防疫作業従事者の手配・調整等，超勤管理，一次・二次集合場所での市職員等の受入れ，飲食料の手配	7名 (6名+1名)

2. 【県現地家畜保健衛生所の体制】（東部家畜保健衛生所）責任者：東部家畜保健衛生所長

①<初動防疫班>

異常家畜等発生時の初動防疫は家保職員が対応する。

②<施設・補給班>

◎班長 家保庶務課長

係名	職員構成	主な業務	人員
1 防疫施設係	家保職員，土地改良事務所職員，市防疫対策班，民間等	現地作業場の設置，埋却に関する業務	4名 (3名+1名)
2 資材調整係	家保職員，農業改良普及センター職員，市総務対策班	必要資材の手配等	6名 (5名+1名)
3 経理係	家保庶務課職員	経理全般	2名

③<発生地班>

◎班長 家保防疫主幹 ○副班長 家保防疫課長

係名	職員構成	主な業務	活動期間	班編成
1 消毒係	家保職員，県職員市防疫対策班	発生農場の消毒	異常家畜の届出日～移動制限解除	1班当り4名
2 評価係	家保職員，県職員市職員，畜産経験者	患畜および疑似患畜，汚染物品の評価	疑似患畜決定～汚染物品回収	1班当り3名
3 殺処分係	家保職員，県職員，市防疫対策班，	患畜および疑似患畜の殺処分	疑似患畜決定～24時間以内	1班当り9名 獣医師3名 補助員6名
4 保定係	関係団体等	殺処分前の家畜の保定（不動化）		
5 搬出係	家保職員，県職員市防疫対策班	殺処分家畜の農場からの搬出	疑似患畜決定～72時間以内	1班当り4名
6 汚染物品回収係	家保職員，県職員市防疫対策班	汚染物品（飼料・糞尿等）の回収	防疫措置開始～防疫措置完了	1班当り10名 (複数農場の場合は1班5名)
7 埋却係	家保職員，県職員市防疫対策班，重機オペレーター等	殺処分家畜・汚染物品の埋却	疑似患畜決定～72時間以内	1班当り5名
8 立入制限係	家保職員，県職員市防疫対策班	発生農場への通行制限	異常家畜の届出日～移動制限解除	1班当り4名で3交替制（24時間体制）

3. 【各家畜保健衛生所の体制】（西部家畜保健衛生所）責任者：西部家畜保健衛生所長

<防疫班>

◎班長 家保防疫主幹				
係名	職員構成	主な業務	活動期間	班編成
1 消毒ポイント・移動規制係	家保職員，県職員，市防疫対策班，民間等	消毒ポイントの設定と設置，監理・監督	疑似患畜決定～移動制限区域解除	1班当り 4名 1日3交替～2交替
2 追跡係	家保職員，県職員等，市防疫対策班	疫学関連農場等の立入検査	疑い事例公表～防疫措置完了	1班当り 2名
3 検診係	家保職員，県職員等・市防疫対策班	発生状況検査，清浄性確認検査，死亡家畜等を処分するための検査	疑似患畜決定～24時間以内	1班当り 2名 ※追跡係と合せて5班体制

4. 【健康管理班の体制】（高松市保健所）

◎班長 保健所長		
係名	職員構成	主な業務
1 総務係	市健康対策班	連絡調整，人員・資材等の確保等
2 相談係	市健康対策班	農家の健康相談対応
3 健康調査係	市健康対策班	防疫作業従事者の作業中の健康調査

※患畜等の確認時間により，深夜・早朝から作業を開始することがあります。また，発生農場の畜舎等の状況（発生農場の防疫計画書に基づく）に応じ，人員体制が変動する場合があります。なお，網掛け部分は市が対応。

②広報活動

ア 畜産農家，市民への情報提供

県対策本部から提供された，防疫情報や口蹄疫のまん延状況を，市対策本部の総務対策班で一元管理し，適宜，ホームページ等で公表するとともに，市民からの問い合わせに対応する。

イ 報道機関への情報提供

報道機関への防疫情報等の提供については，基本的に，県対策本部から行うものとする。

4 復旧対策

(1) 復旧・復興の推進

①安全性の確認

国防疫指針に基づき，防疫措置の完了後，県対策本部指揮のもと，以下の清浄性の確認等のための検査を実施する。なお，検査結果については，ホームページ等で公表するとともに，市民からの問い合わせに対応する。

ア 清浄性確認検査

イ 発生農場等の家畜再導入のための検査

②生活再建

口蹄疫の発生に伴い、被害を被った畜産農家等の営農再開を支援するための措置を実施し、早期再開を推進する。

(2) 被害者等へのフォロー

①生活再建相談の実施

口蹄疫の発生に伴い、被害を被った畜産農家等の営農再開に向けた相談窓口を農林水産課および産業振興課に設置する。

②心と健康相談の実施

口蹄疫の発生に伴い、被害を被った畜産農家および防疫従事者の心と健康相談窓口を保健所に設置する。

(3) 再発防止策の検証・実施

①危機発生原因の究明

追跡係が実施した、感染経路の調査に必要な情報収集と現地調査の結果を踏まえ、県とともに発生原因の究明を行う。

②課題の整理および再発防止策の検討・実施

発生原因や防疫対応での検討事案を整理し、再発防止に向けた取組や防疫対応の総合的な検証を実施する。

(4) 対応の評価とマニュアルの見直し等

①対応の評価

口蹄疫発生による防疫対応の評価をするため、県とともに報告書を作成し、課題の抽出のほか、今後に備え、迅速かつ効果的な防疫対応ができる方策を検討する。また、その事後評価については、ホームページ等で公表する。

②マニュアルの見直し

本マニュアルは、適宜、見直しを行うものとする。